

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

## 主 論 文 の 要 旨

論文題目 ジョン・ロールズの正義論

氏 名 楊 寛

### 論 文 内 容 の 要 旨

第1章では、本論文の大きな問題設定である、ロールズの正義論に見られる二重性を示した。そして、第2章では、ロールズの正義論の基本的概念を詳しく検討した。

まず、基数的分量として測ることのできる財の分配をどのように取り決めるかという問題設定の下、最終的には<最も恵まれない人々の取り分が最高になるように>という原理、つまり「格差原理」を導入し、そして「反省的均衡」に達するための条件を確定するというロールズの議論の構造を分析した。ここでは、そのような分配方法を当事者たちがどのような条件のもとで議論し、意思決定をすれば良いかが考えられた。まず当事者たちが<自由で平等>でありうるような「初期状態」という仮想的な条件を設定し、その中で自らの現状に関する情報が一切与えられない状態、つまり「無知のヴェール」の背後で、少なくとも合理的判断をさせれば、自ずとロールズのいう「正義の二原理」が選択されるという。これがロールズ『正義論』の基本的構図であるが、そのような正義論においては、功利主義的数量主義と理念やある種の感覚による特定の価値判断といった二重構造がみられた。特に「格差原理」が選択される際には、何らかの「正義の感覚」が働いていることは否定できなかった。

そこでわれわれは第3章において、功利主義者ハーサニーからの批判を検討した。ハーサニーは、財とそれぞれの人の選好とからなる関数である効用の総和が最大化する社会システムが最善のものであると主張し、最終的には自らの「主観的選好」ではなく「道徳的選好」を設定しうる「不偏的共感」を持つ者による分配プランに従わざるをえないという結論に達した。しかし、そのような不偏性は他者の選好に関する予測の公平性であり、そのような判断を行う自己の選好により影響され、真の意味での「不偏性」の確保は保証されなかった。

ハーサニーによる功利主義的批判に関する検討でクローズアップされたのは、カント倫理学で論じられた「目的自体の定式」であった。それをわれわれは、「正義の感覚」としての「互惠性」と「相互的尊敬」の問題として検討した。それが第5章から

の議論である。ロールズは人間に備わる「自然的義務」として「相互的尊敬」という、われわれの他者に対する心の態度に注目するが、それは人間のあり方の内で、感性的部分、あるいは感情的側面といってもよいだろう。他方、ロールズの正義論には、合理性、あるいは「理性性」を重視する側面がある。形式性、手続き主義、基数的分量の最適なる分配の算定といったが概念にみられる特徴で、感性的側面とは相互補完的關係にある。

第3章においては、功利主義者からの批判を取り上げ、特に感性的側面の重要性を確認したが、他方、われわれは第4章においては、コミュニタリアンであるマイケル・サンデルからの批判を検討した。それは、特にロールズが想定している「正義の体制の主体」の特徴は何かを論ずるものであった。サンデルによれば、ロールズの想定している人間像は、歴史的共同体の中に投げ込まれている、しがらみ多き現実の人間とはかけ離れた「負荷なき自我」であるという。サンデルによれば、そのような自我では現実の問題を解決すべく迫られる決断は為しえないという。サンデルは、「負荷を背負いながら、いろいろな過去からの伝統的社会に由来するしがらみを自らの固有性として自覚しながら生きる」ことの重要性を主張するが、ロールズ正義論のもともとの発想は、古代ギリシア以来のヨーロッパ哲学の伝統に受け継がれてきた「正当化」の議論である。「正当化」とは、つまり、理由をただすという理性的活動をいう。「自然的偶然性」のみならず、「社会的偶然性」によって得られた利得は正当化できない、というロールズの発想は、「現実の人間はそのようなさまざまな偶然的しがらみによって拘束されつつも、具体的内実を付与されている」というサンデルの見解とは真つ向から衝突する。そのようなサンデルの主張は、共同体の伝統の中に受け継がれたエートスを重視するものである。そこで、われわれはそのようなコミュニタリアンの批判に対抗するために、ロールズ正義論の中で重要な役割を果たしている「正義の感覚」といったものに焦点を当てて論じることにした。それは、単なる形式的、あるいは数量的合理性ではなく、それを補完する互惠性や相互的尊敬という概念であり、それらの概念の導入の検討を第5章以降で行った。

第5章では「互惠性としての正義」の概念をロールズのテキストに即して検討し、第6章では、相互的利益という意味での「不偏性」という概念と、「相互的尊敬のための公正な互惠性」という概念とを立て分け、ロールズにおいては、「自然的義務としての相互尊敬」という概念が、いかに重要であったかを示した。そして、われわれはそのような理念が、相互扶助に関する「定言命法」(困った人がいたら、自らにとって可能な範囲で、手助けせよ)のカントの議論とそれについてのロールズの解釈を検討し、そのようなロールズの解釈は、カントにおける、相互的尊敬や相互扶助の議論の真の意味を明確化し、公正なる公共性という社会哲学的構築を可能にする試みとして評価した。

そして、第7章では、互惠性と道德上の「黄金律」の検討を、カントや孔子の説を引き合いに出しながら行った。ロールズの正義論は、カントの道德的構成主義や『論語』における互惠性、ないしは黄金律の説と相通ずる洞察を含んでいることを明らかにしたが、海外でもこのような試みは2010年以降意欲的に行われてきている。そして、最後に功利主義者シジウィックによる黄金律の定式への批判を検討し、黄金律の本来の趣旨は、単なる不偏性や相互的關係性ではなく、相手に対しての、あるいは全ての人に対しての尊重、尊敬ということであり、ロールズでいえば、「他者への尊敬」ということは、<物事の申し開きを理性的に行わねばならない相手として承認する>ということであることを示した。